

## 「選手の移籍について」

(1) 県内の小学生バレーボールの健全な普及発展を図るために、地区内および他地区への選手の移籍は原則として認めない。

ただし、下記の場合は所定の手続きを経ることにより認める。

①保護者の転居等、**家庭の事情**によりチームを移籍する場合（県外からも含む）

※手続き 新たに入る地区の会長の承認を得ること。

在籍したチームの責任者にJVAの個人登録一覧を依頼し、新チームのJVAの個人登録一覧とともに、新たに入る地区の会長へ提出すること。

※公式試合出場条件は適用しない。

②その他の理由による場合（強化のための引き抜きや引き抜きは除く）

※手続き 事前に該当する地区の会長の承認を得ること。

在籍したチームの責任者にJVAの個人登録一覧を依頼し、新チームのJVAの個人登録一覧とともに、新たに入る地区の会長へ提出すること。

※ 公式試合出場条件・・・小連が主催または主管する大会の県大会及び地区大会は、移籍完了（登録手続きをした日）後90日経過後。

各チームの事情により、移籍をせざるを得ない場合は、必ず各地区の会長へ申告すること。各地区の会長は、該当チームの事情を熟考した結果「移籍」を承認することができる。この場合、公式試合出場条件は適用しない。

各チームの事情とは、チームの廃部やチーム編成がチームとして機能しない場合等が考えられ、決してチームの強化を目的とはしない。

各地区の会長は、「移籍」を認める事案があった場合、必ず「文書」（様式は問わない）で県の事務局担当者（大石）へ連絡すること。

該当チームで不明な点がある場合は、必ず各地区の会長に相談すること。

### ※例外事項

ただし、下記の場合は選手の移籍として取り扱わない。

・現団体を退部して1年以上経た選手が、他の団体へ加入して活動する場合。

（スポーツ少年団の大会やソフトバレー・子ども会等の大会への参加可能。）

(2) 罰則について

上記 (1) に反する移籍があった場合、その団体には次のように対処する。

①該当する大会の結果ならびにそれにつながる大会への資格は無効とする。

②県小連が主催または主管する大会の参加を、発覚した日から90日間停止する。

また、指導者は倫理規定に基づいて罰則を行う。

※「選手の移籍」及び「罰則」は、平成22年4月10日より適用する。

※一部改正（例外事項）については、平成28年4月9日より適用する。